

教育条件整備及び改善を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきました。しかし、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げ、更に共済費追加費用・共済費長期給付と公務災害補償基金負担金・退職手当と児童手当が一般財源化されました。平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、心の荒れ、学級崩壊など心をいためる事態が進行しています。

こうした学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げた少人数学級において、一人一人の子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠であります。

一方、少子化の中で過疎化の進む地域において、現行基準のもとでは複式学級が増加せざるを得ない状況もあります。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育保障の観点から複式学級は避けるべきであり、そのためには、現行の複式学級の基準を改善する必要があります。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

そこで、平成24年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国の責任において早期に「少人数学級」を実現することを含め、新・教職員定数改善計画を早期に実施すること。
- 3 現行の複式学級の編制基準を改善し、複式学級を改善すること。
- 4 学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規程により、下記のとおり意見書を提出する。

平成23年 6月24日

伊 那 市 議 会